

「業務請負に関する契約書」に関する申し合わせ

(目的)

第1条

本内規は、平成3年12月30日に日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連という)とR.M.Oサービス(以下、業者という)との間に締結された契約書(以下、専属契約という)に基づいて結ばれる業務請負契約について疑義が生じた場合、日本学連として疑義を円満に解決するための指針として定めるものである。従って本申し合わせは専属契約本体に影響を及ぼさない

(手続き)

第2条

1. 契約第2条に定める請負業務のうち、各部局あるいは各委員会(以下、発注当事者という)が他業者との契約を結ぶことを検討したい場合、各部局の場合は幹事会、各委員会等の場合は理事会に、その意図を伝える。
2. 前項に基づき、幹事会あるいは理事会は発注当事者・幹事長・理事長・業者の四者による会議を設定するべく、関係者に働きかけを行う。
3. 前項に定める会議において、発注当事者及び幹事長・理事長は誠意をもって交渉に臨み、同意に達するべく努力するものとする。
4. 第1項に拘わらず、幹事会または理事会が必要と判断した場合は、第2項を準用

する。

(公開原則)

第3条

前条に定める会議は公開であることが望ましいが、発注当事者及び幹事長・理事長の双方が合意した場合はその限りではない。

(発注条件に関する疑義)

第4条

専属契約第2条に定める請負業務のうち業者との発注条件において疑義が生じた場合も、発注当事者は第2条の手続きを準用してその解決に努める。

(履行状況の把握)

第5条

幹事会は、各部局・委員会の必要に応じて、業者の作業進捗状況を把握する。

(改正)

第6条

本内規の施行及び改正は幹事会の議決による。

(施行)

第7条

本内規は平成10年4月1日より施行する。

平成10年1月31日 制定

平成16年10月25日 修正